

米子市補助金等の在り方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が交付する補助金及び負担金（これらに準ずるものを含む。以下「補助金等」という。）の在り方について検討するため、米子市補助金等の在り方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

- (1) 補助金等の交付基準（評価に係るものを含む。）の見直しに関すること。
- (2) 補助金等の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金等の在り方に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の出席)

第7条 検討委員会は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、総務部行政改革推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月8日から施行する。